

一宮町立東浪見保育所の民営化に伴う
移管先法人選考結果報告書

一宮町公立保育所民営化法人選考委員会
平成27年2月9日

一宮町立東浪見保育所の民営化に伴う移管先法人選考結果について

一宮町公立保育所民営化法人選考委員会（以下「委員会」という。）において、一宮町公立保育所の民営化法人選考委員会設置条例（以下「条例」という。）第2条第1項の規定に基づき公募要領、選考基準を策定し、審査、選考した結果、下記のとおりとなったので条例第6条の規定により報告する。

1. 決定者

住 所： 千葉県長生郡一宮町宮原69
法人名： 社会福祉法人 一粒の麦福社会

2. 応募法人

1件
住 所： 千葉県長生郡一宮町宮原69
法人名： 社会福祉法人 一粒の麦福社会

3. 選考経過

(1) 第1回委員会（平成26年10月27日（月）開催）

- 条例第3条第2項により、委員に委嘱書を交付後、同条第4項の規定により松本委員が委員長に、高師委員が副委員長にそれぞれ委員の互選で就任した。
- 条例第5条第2項により、松本委員長が議長となり、議事を進行することとした。
- 事務局より「一宮町保育所民営化ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）（案）」及び「一宮町立保育所民営化に係る移管先事業者募集要項（以下「募集要項」という。）（案）」を提示、説明し、次回審議することとした。
- 委員を東浪見保育所移設候補地へ案内した。

(2) 第2回委員会（平成26年11月17日（月）開催）

- 事務局より先進地視察（大阪府寝屋川市）の結果報告をした。
- ガイドライン（案）及び募集要項（案）について、町の保育士に行ったアンケート結果、前回委員会以降各委員が考えた質問・意見を踏まえて議論し、これらを策定した。募集要項の配布期間は12月15日（月）から22日（月）、応募受付期間は22日（月）から平成27年1月9日（金）とし、周知方法はホームページ掲載、マスコミへの広報及び県

内市町村を通じた社会福祉法人へのメールによる通知とした。

<12月22日（月）までに6法人が応募書類を受け取りに来庁した。>

<1月9日（金）までに応募があった法人は、法人の要望を付した応募をした1法人のみであったため、募集期間を1月21日（水）まで延長し、応募書類を受け取った他4法人（1法人は応募資格なし）より要望を付した応募を募ったが、応募は無かった。>

(3) 第3回委員会（平成27年1月23日（金）開催）

- 事務局より、ここまでの応募状況の説明を行い、今後の選考スケジュールについて議論した。
- 選考方法について、採点基準や採用最低点の設定、委員会としての評価の採用方法について議論した。
- 第4回委員会内で実施を予定している、応募法人に対する委員によるヒアリング内容を議論した。
- 応募法人が無かった場合の移管先として町が検討していた一宮町社会福祉協議会と唯一応募があった一粒の麦福祉会について法人内容等比較した結果委員会は、一粒の麦福祉会への移管を検討していきたいとした。

(4) 第4回委員会（平成27年2月9日（月）開催）

- 一粒の麦福祉会理事長を迎え、委員によるヒアリングを行った。
- 各委員が評価を行い、最終審査の結果、移管先法人を選考した。

4. 選考方法及び審査内容

別紙の評価点数表に基づき各委員が採点し、その後各委員の評価を項目ごとに聞きながら全体で協議し、委員会としての評価を決定した。なお採用最低点は第3回委員会内で60点とされている。配点は認定こども園運営計画について20点、保育内容について15点、保育サービスの向上について15点、人員配置や役員構成等運営について15点、財務内容10点、ヒアリングによる評価25点の計100点とした。財務内容評価の10点については会計事務所に審査を委託し、その報告書に基づく評価とした。

5. 選考結果

上記に基づき審査した結果、社会福祉法人一粒の麦福祉会が72点の評価を受け、選考基準に適合していたため、委員会の総意として同法人が一宮町立東

浪見保育所の民営化に伴う移管先法人として適正であるとの結論に達した。

6. 総評・意見

私たち委員は、平成26年10月27日（月）の第1回委員会より様々な議論を重ね、一宮町立東浪見保育所民営化の移管先法人の選定をこの度行った。一宮町にとって初の移管先法人選定であり、大変大きな責任を感じたがその責務を果たせたと考える。この報告をもって東浪見保育所に関しての選考を終え、次に控える一宮保育所の移管先法人の選考に移行していくが、これらにあたり以下にあげる委員会からの意見について一宮町が十分に尊重し、今後の保育所整備を進めて行かれるよう願うものである。

〈東浪見保育所の移管について〉

- (1) すべての要素において、最も優先されるべきことは子ども達への負担やストレスの軽減である。その為に町は、円滑な引継ぎが出来るよう保護者、法人、保育所と細やかな協議を重ね、子どもや保護者の目線に立って移管を進めていただきたい。
- (2) 募集要項及びガイドラインで定めた運営条件について、確実に守られているか十分に検証し、必要な指導を行っていただき、保育の質を維持・向上させていただきたい。

〈一宮保育所の移管先法人選定について〉

東浪見保育所の移管先法人選定の際、応募検討法人より応募期間や工期が短いという意見があった。これを踏まえ、町にとって2回目の民営化となる一宮保育所の民営化では、東浪見での応募・辞退理由を十分に精査し、より多くの事業者が応募できるようなスケジュール・条件等を検討していただきたい。

最後に、今後も「元気な子どもの声が聞こえる町を実現するために次世代を担う子どもたちが地域との密接なつながりの中で、のびのびと健やかに育ち安心して子育てが出来るように環境づくりを推進」し、子どもたちの笑顔溢れる町にしていただきたいと願うものである。

平成27年 2月 9日

一宮町長 玉川 孫一郎 様

一宮町公立保育所民営化法人選考委員会